

憲法66条の示す文民統制から見て重大な疑義のある中谷元防衛大臣のおろかな行為に強く抗議し、辞任を要求する

2015年1月28日 高知憲法会議

1月11日、中谷元防衛大臣は、千葉県船橋市の陸上自衛隊習志野駐屯地を訪れ、パラシュート部隊の降下訓練で、迷彩服を着用し、ヘルメットとロープを身に付け、「防衛大臣・中谷元。ただいまから飛び降ります。防衛省、自衛隊、がんばろう」と叫んで飛び出したと報道されています。

この行為は憲法の本質に照らして看過できない重大な問題をはらんでいます。

憲法66条2項は「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない」と、いわゆるシビリアンコントロール（文民統制）を規定しています。軍に対して政治が優先し、軍事にも民主的コントロールが及ばなければならないという重要原則です。それは、たんに防衛大臣が「文民」（旧陸海軍の職業軍人の経歴を有するものであって軍国主義思想に深く染まっていると考えられるもの）「自衛官の職にあるもの」以外—政府解釈）でなければならないことにとどまらず、いやしくも軍隊（自衛隊）と一体化するような行為を厳しくいましめるものです。

憲法9条をもち、軍隊の存在を予定していない日本国憲法にこの規定が存在しているのは、日本の「将来の再軍備」に対する国際的懸念が反映したものとされています。そして戦前の日本における軍部の独走への強い反省も込められています。

防衛大学出身で、元レンジャーの教官だった中谷防衛大臣のとったこの行動は、自らがいまだに自衛隊の一員という誤った意識の表れであり、軍に対する民主的コントロールという民主主義と憲法の本質をまったくわきまえない暴挙というほかありません。それは憲法99条の「国務大臣の憲法順守義務」にも反する行為といわざるを得ません。

いま、日本は再軍備はおろか、軍事大国化の道をすすみ、アメリカの戦争に世界中で協力する集団的自衛権行使の法整備にまで踏み込もうとしています。戦争する国づくりへの重大な一歩を踏み出したことにいま広範な国民から危惧と批判の声が寄せられています。

このとき、あたかも自衛隊の一員であるかのようなおろかな行為を行い、文民統制をないがしろにするこの行動は絶対に看過することはできません。

中谷防衛大臣の憲法の本質を軽視・無視する姿勢は、大臣の資格を著しく欠いたものであるといわざるを得ず、高知憲法会議は辞任を強く求めるものです。また、こうした大臣の行動の背景にある安倍内閣の姿勢にも猛省を促し、憲法66条の本質に立ち戻った国政を行うことを強く求めます。

以上